

草津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年2月15日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中島 美 徳

〔財政援助団体等監査〕

令和4年11月21日告示分

監査対象： まちづくり協働課（草津学区ひと・まちいきいき協議会）

勧告事項	措置状況等
① 地域一括交付金の平成30年度分360,320円の不執行および令和元年度分207,647円、令和元年度分まちづくり協議会運営交付金30,000円、さらに地域まちづくり一括交付金令和2年度分357,080円、令和3年度分3,279円については、交付対象外経費に充当された交付金であると認められるので、市長は、草津学区ひと・まちいきいき協議会に返還を求めるなどの必要な措置を講じられるよう勧告する。期限は、令和5年1月20日までとする。	① 令和4年12月1日に、不適正な用途と認められた交付金、合計958,326円については、交付金交付決定の一部を取り消し、令和4年12月28日を返還期限として、草津学区ひと・まちいきいき協議会に対して返還について通知しました。草津学区ひと・まちいきいき協議会は、令和4年12月27日に返還命令のあった交付金、合計958,326円の振り込み手続きをされ、その後、市において納入を確認しました。

意見・指摘事項	措置状況等
② 基本協定に則り、職員の給与月額をはじめ必要な報告は必ず提出されたい。	②草津学区ひと・まちいきいき協議会に指導を行なったところ、不備のあった報告書の修正および未提出分の提出がありました。

<p>③ 利用者アンケートは、できるだけ多くの利用者に回答をいただき、集計・分析を行って見える化したうえで、意見および要望等を的確に把握し、センター運営に活用されたい。</p> <p>④ 令和2年度は指定期間の初年度で、基本協定の締結自体が前年度の3月下旬となったが、指定管理期間の開始前に提出することはできずとも、締結後すみやかに事業計画書および収支計画書を提出するようにされたい。</p> <p>⑤ 基本協定仕様書に基づき、清掃業務をはじめ維持管理業務を確実に実施され、実施された際は、年度報告書に記載されたい。</p> <p>⑥ 基本協定仕様書および消防法に基づき、消防訓練を年2回実施されたい。</p>	<p>③ 草津学区ひと・まちいきいき協議会に指導を行なったところ、令和3年度分の集計・分析結果の提出がありました。</p> <p>④ 草津学区ひと・まちいきいき協議会に、今後はすみやかに提出するよう指導を行ないました。</p> <p>⑤ 草津学区ひと・まちいきいき協議会に、仕様書に基づく清掃業務や維持管理業務の確実な実施と年度報告書の提出の指導を行いました。</p> <p>⑥ 草津学区ひと・まちいきいき協議会に指導を行ったところ、令和4年度の1回目の消防訓練実施報告と2回目の実施予定日の報告があり、年2回実施される予定です。</p>
---	---